

いなほ園デイサービスセンター利用料金表

1 介護保険給付サービス

利用者負担金は介護保険負担割合証に記載された負担額です。

利用者負担額の減免制度などの対象者である場合はその認定に基づいた負担額となります。

○ 通所介護

(1) 基本料金

(1日につき)

所要時間 要介護度	3時間以上	4時間以上	5時間以上	6時間以上	7時間以上	8時間以上
	4時間未満	5時間未満	6時間未満	7時間未満	8時間未満	9時間未満
要介護1	3,620円	3,800円	5,580円	5,720円	6,450円	6,560円
要介護2	4,150円	4,360円	6,600円	6,760円	7,610円	7,750円
要介護3	4,700円	4,930円	7,610円	7,800円	8,830円	8,980円
要介護4	5,220円	5,480円	8,630円	8,840円	10,030円	10,210円
要介護5	5,760円	6,050円	9,640円	9,880円	11,240円	11,440円

(2) 加算料金

(1日につき)

加算の種類	加算額
サービス提供体制強化加算	(I) イ 180円 (I) ロ 120円 (II) (III) 60円
入浴加算	500円
中重度者ケア体制加算	450円
個別機能訓練加算	(I) 460円 (II) 560円
ADL維持等加算	(I) 30円 (II) 60円
認知症加算	600円
若年性認知症利用者受入加算	600円
栄養改善加算	1,500円 (月に2回を限度とし、3ヶ月毎に見直し)
栄養スクリーニング加算	50円 (6ヶ月に1回を限度とする)
口腔機能向上加算	1,500円 (月に2回を限度とし、3ヶ月毎に見直し)
介護職員処遇改善加算 (II)	(基本料金+加算料金) × 4.3%

- ・ ご契約者がまだ介護認定を受けていない場合には、サービス料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。
- ・ また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ・ 介護保険からの給付金額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の自己負担額も変更致します。

○ 介護予防・日常生活総合事業（現行相当のサービス）

（1）基本料金

要支援度	1月あたりの料金
要支援1	16,470円
要支援2	33,770円

（2）加算料金

加算の種類	加算額
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	要支援1：720円 要支援2：1,440円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	要支援1：480円 要支援2：960円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	要支援1：240円 要支援2：480円
生活機能向上グループ活動加算	1,000円
運動器機能向上加算	2,250円
栄養改善加算	1,500円
口腔機能向上加算	1,500円
選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）（Ⅱ）	（Ⅰ）4,800円 （Ⅱ）7,000円
事業所評価加算	1,200円
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（基本料金+加算料金）×4.3%

○介護予防・日常生活総合事業（緩和した基準によるサービス）

（1）基本料金

要支援度	1月あたりの料金
要支援1	13,170円
要支援2	27,010円

（2）加算料金

上記同様

2 介護保険の給付対象とならないサービスの概要と利用料金

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

（1）食事の材料の提供（食材料費）

ご契約者に提供する食事の材料及びおやつにかかる費用です。

利用料金：1回 660円

（2）レクリエーション（教養娯楽費）

ご契約者の希望によりレクリエーションに参加していただけます。その際、内容によって材料費等の実費をいただきます。

利用料金：材料費等の実費

特別養護老人ホームいなほ園利用料金表

1 介護保険給付サービス利用料金

原則としてお支払いいただく利用者負担金は下記の利用料金の1割の金額です。※介護保険の2割負担の方は別に定めています。
利用者負担額の減免制度などの対象者である場合はその認定に基づいた負担額となります。

(1) 基本料金

(1日につき)

ご利用者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本介護サービス費(個室・多床室)	5,570円	6,250円	6,950円	7,630円	8,290円

※ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)
償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行なうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に併せて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 加算料金

(1日につき)

加算の種類	加算の内容	加算額
日常生活継続支援加算	重度の要介護状態の者や認知症の入所者が多くを占め、かつ介護福祉士を有する職員を手厚く配置し、可能な限り個人の尊厳を保持しつつ日常生活を継続することができるよう支援する施設の場合	360円
夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	夜勤介護職員数が最低基準を1人以上、上回っている場合	130円
夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ	上記(Ⅰ)ロに加え、夜間帯を通して喀痰吸引のできる介護職員を配置している場合。	160円
個別機能訓練加算	機能訓練員として理学療法士を常勤で配置し計画的に機能訓練を実施している場合	120円
看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)常勤の看護師を1名以上配置の場合	40円
	(Ⅱ)看護職員を定数以上配置し、24時間連絡体制を確保し、必要に応じて健康上の管理を行う体制を確保	80円
看取り介護加算Ⅰ	入所者又は家族の同意を得て、看取り介護に関する計画により行う場合	
	死亡日以前4日～30日	1,440円
	死亡日の前日、前々日	6,800円
看取り介護加算Ⅱ	入所者又は家族の同意を得て、看取り介護に関する計画により行う場合 医療機関、配置医師が24時間対応できる体制をとっている場合。	
	死亡日以前4日～30日	1,440円
	死亡日の前日、前々日	7,800円
配置医師緊急時対応加算	配置医師が早朝、深夜に訪問して診療を行った場合(早朝・夜間の場合)	6,500円/回
	〃(深夜の場合)	13,000円/回
精神科医療指導加算	精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月2回以上行なわれている場合	50円
初期加算	新入所した日から起算して30日以内の期間、及び30日を越える入院後、再入所した場合(30日を限度)	300円
退所時等相談援助加算	退所前訪問相談援助加算(入所中1回、場合により2回を限度)	4,600円
	退所後訪問相談援助加算(退所後、1回を限度)	4,600円
	退所時相談援助加算(1回を限度)	4,000円
	退所前連携加算(1回を限度)	5,000円
栄養マネジメント加算	必要な体制が整備され、栄養ケアマネジメントを行なった場合	140円
再入所時栄養連携加算	退院後、著しい栄養管理の変更があった場合(1人1回のみ)	4000円/回
低栄養リスク改善加算	低栄養状態にある利用者に対し、医師の指示に基づき多職種が連携のもとで改善計画を策定の上、管理栄養士が栄養管理を行った場合。原則6月まで。	300円/月
経口移行加算	必要な体制が整備され経管による食事摂取の方などが経口の食事摂取を進める為の栄養管理を行なった場合	280円
経口維持加算(Ⅰ)	誤嚥が認められる入所者ごとに経口維持計画に基づく食事の摂食を進めるための特別な管理を行った場合	4,000円/月
経口維持加算(Ⅱ)	協力歯科医療機関を定めており、経口維持計画作成や支援経過に医師等が関わった場合	1,000円/月
療養食加算	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合	60円/1食
褥瘡マネジメント加算	褥瘡発生の危険性の評価と、その危険性が高いと認められる利用者について、多職種協働で褥瘡ケア計画を策定し管理を行った場合。	100円/月 (3月に1回)
排せつ支援加算	適切な対応を行うことにより要介護状態の軽減若しくは悪化の防止が見込まれると医師又は連携した看護師が判断した者に対し、排せつに介護を要する要因分析から、排せつ支援計画の策定とケアを提供した場合。6月まで。	1,000円/月
入院または外泊時の費用	入所者が病院または診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合(1月に6日を限度)	2,460円
口腔衛生管理体制加算	歯科医師及び歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対して口腔ケアに関する技術的助言及び指導をおこなっている場合	300円/月
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月2回以上行い、また口腔ケアについて、介護職員に具体的な技術的助言及び指導を行っている場合。	900円/月
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員の処遇改善について計画的に取り組んでいる場合	(基本料金+ 加算料金)×6.0%
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員の処遇改善について計画的に取り組んでいる場合	(基本料金+ 加算料金)×8.3%

2 介護保険の給付対象とならないサービスの概要と利用料金

次のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(1) 居住費及び食費

(1日につき)

居住費	従来型個室… 1, 150円、多床室… 840円
食費	1, 420円

負担限度額認定を受けた場合には、認定証に記載されている負担額とします。

(2) その他の費用

次のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

特別な食事	栄養士の作成した献立以外の食事等を希望される場合は(酒類を含む)要した費用の実費を頂きます。
理髪	利用料金：1回あたり 2, 300円
金銭管理サービス	ご契約者の希望により、所持金管理サービスをご利用いただけます。尚、詳細につきましては別紙「上越老人福祉協会運営特別養護老人ホーム施設入所者金銭管理規程」とおりです。
レクリエーション、クラブ活動	ご契約者のご希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。 利用料金：材料費・参加費等の実費を頂きます。
複写物の交付	要した費用の実費
日常生活品の購入代行	ご契約者及びご家族自らの購入が困難な場合には、施設代行サービスをご利用いただけます。購入費用については実費相当分を請求いたします。